尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）公募型プロポーザル実施要領

　本要領は、尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

１　目的

　　本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

２　事業者の選定方法

　　市が、事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

３　委託業務名等

　⑴　業務名

　　　令和５年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）

　⑵　業務内容

　　　別添「令和５年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

　⑶　委託期間

　　　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　見積限度額

　　３，６００，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

　　ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

５　参加資格

　　本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

⑴　民間教育事業者、一般社団法人及び特定非営利活動法人については、法人格を有すること（ただし、社会教育団体を除く）。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

　⑶　尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑸　「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２７日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。

　⑹　所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

　⑺　事業目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施に必要なノウハウや実施体制が確立できること。

６　選定日程

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時 |
| 公募開始（市ホームページ掲載） | 令和５年１月６日（金） |
| 質問受付期間 | １月１７日（火）午後５時まで（必着） |
| 質問回答期日 | １月２４日（火） |
| 参加表明書提出期限 | １月２７日（金）午後５時まで（必着） |
| 企画提案書提出期限 | ２月３日（金）午後５時まで（必着）※　土・日は受付しません。 |
| プレゼンテーション・ヒアリング審査 | ２月１６日（木）から２月１７日（金）のうち本市が指定する概ね３０分間 |
| 審査結果通知 | ２月下旬 |
| 契約締結 | 令和５年４月１日 |

　※　本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

７　提出書類の様式

　⑴　参加表明書（様式１）

⑵　質問書（様式２）

⑶　企画提案書表紙（様式３）

　⑷　見積書（様式４）

⑸　辞退届（様式５）

８　質疑応答等

　　本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

　⑴　質問の提出方法

　　　質問事項を質問書（様式２）に記入し、教育政策課教育政策係に令和５年１月１７日（火）午後５時までに電子メール、郵送又はＦＡＸにより提出すること。

　　※　提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

⑵　質問に対する回答

　　　市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和５年１月２４日（火）までに本市ホームページにて回答を公表する。

　　　　 ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

９　参加表明等

　　参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

　⑴　提出書類

　　　参加表明書（様式１）：原本１部

　⑵　提出先

　　　教育政策課教育政策係

　⑶　提出方法

　　　持参、郵送又はメール

　⑷　提出期限

　　　令和５年１月２７日（金）午後５時まで（必着）

※　提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

　⑸　参加資格の確認

　　　提出書類に基づき、５に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格が無いと認めた場合は、その旨を通知する。

10　企画提案

　　企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

⑴　提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 名称 | 様式 | 提出部数 |
| １ | 企画提案書表紙 | 様式３ | 原本１部、写し５部 |
| ２ | 学習支援事業（地域未来塾）実施申請書 | 第１号様式 |
| ３ | 学習支援事業（地域未来塾）実施計画書 | 第２号様式 |
| ４ | 学習支援事業（地域未来塾）実施施設の平面図（受託者の施設の場合） | 任意様式、事業実施箇所等を明示できるもの |
| ５ | 学習支援事業（地域未来塾）の案内（案） | 任意様式 |
| ６ | 学習支援事業（地域未来塾）学習支援員名簿（任意様式）法人の場合、団体の登記事項証明書（社会教育団体を除く。発行日から３か月以内のもの） | 任意様式 |
| ７ | 法人の場合、団体の登記事項証明書（社会教育団体を除く。発行日から３か月以内のもの） | － |
| ８ | 事業者の事業概要がわかる資料 | 任意様式 | 原本証明したもの１部、写し５部 |
| ９ | 事業者の定款及び規約等 | － |
| 10 | 直近の財務書類 | － | 原本１部、写し５部 |
| 11 | 法人の場合、国及び地方税納税証明書（直近の年度分） | － |
| 12 | 見積書 | 様式４ |
| 13 | 次の各社会的価値の実現に資する取組等を行っている場合は、それを証する書類（ア）　女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー又は、えるぼし等）（イ）　ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等）（ウ）　環境マネジメントシステムの導入（ＩＳＯ14001、エコアクション２１、ＫＥＳ、エコステージ）（エ）　障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録）（オ）　個人情報の適切な取り扱いに関する取組（プライバシーマーク等） | － | 写し各６部 |

　⑵　提出書類に関する留意事項

　　ア　学習支援事業（地域未来塾）の案内（様式任意）、学習支援事業（地域未来塾）学習支援員名簿（様式）

　　　・　図、絵、写真等の使用は可とする。

・　様式規格は、Ａ４縦１ページとする。

　　　・　文字サイズは１１ポイント以上にすること。

　　イ　法人の事業概要がわかる資料（任意様式）

　　　・　図、絵、写真等の使用は可とする。

・　様式規格は、Ａ４縦両面１０ページまでとする。

　　　・　文字サイズは１１ポイント以上にすること。

ウ　見積書（様式４）

　　　・　見積金額については、仕様書及び計画書に記載された全ての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

　　　・　見積書の記載にあたっては、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（平成２７年３月３１日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定。以下「要領」という。）に規定する地域学校協働活動の実施・運営経費を基本とし、経費ごとに具体的に記載し、積算内訳等についても必ず記載することただし、経費の性質上、積算内訳等の記載が困難な場合は、この限りではない。

　⑶　提出先

　　　教育政策課教育政策係

　⑷　提出方法

　　　持参又は郵送

　　※　郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

　⑸　提出期限

　　　令和５年２月３日（金）午後５時まで（必着）

　　※　提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11　辞退

　　参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式５）を教育政策課教育政策係窓口に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12　プレゼンテーション・ヒアリング審査

　⑴　実施日時

　　　令和５年２月１６日(木)から１７日（金）までのうち、本市が指定した日時

　　　※　実施時刻、実施場所については、参加表明を締め切った後、個別に通知します。

　⑵　時間配分

　　　各参加者概ね３０分程度（プレゼンテーション２０分、ヒアリング１０分）

　　　※　上記時間には、参加者の入れ替え時間、準備時間は含まない。

　⑶　実施方法

　　ア　当日は、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションすること。

　　　　※　パワーポイント等の使用は不可

　　イ　説明者は３人以内（本業務を担当する者を必ず含むこと）とする。

13　企画提案書の審査

　⑴　審査方法

　　　評定審査員がプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

　　　なお、配点は審査基準表のとおりとする。

　⑵　審査結果

　　　審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

　⑶　その他

　　　審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

14　契約の締結

　　市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と本事業の契約締結協議を行い、協議が整った場合には、尾張旭市契約規則等に従い、契約を締結する。

15　その他

　⑴　参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

　⑵　提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

　⑶　提出された書類は返却しないものとする。

　⑷　提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

　⑸　提案期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

　⑹　提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

　⑺　提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成１２年条例第２５号）第７条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。

　⑻　本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

　⑼　企画提案書の提出が１者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16　連絡先

　　尾張旭市教育委員会事務局教育政策課教育政策係（担当：稲生・中川）

　　住　　　所：〒４８８－８６６６

　　　　　　　　尾張旭市東大道町原田２６００番地１

　　電　　　話：０５６１－７６－８１７３（直通）

　　　　　　　　０５６１－５３－２１１１（代表）　内線６０２、６０６

　　ＦＡＸ：０５６１－５２－２９０１

　　電子メール：kyoiku@city.owariasahi.lg.jp